

高速実験炉「常陽」における核物質防護業務に係る
労働者派遣契約

仕 様 書

1. 目的

本仕様書は、高速実験炉「常陽」における核物質防護に係る労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

高速実験炉「常陽」(原子炉付属建家、主冷却機建家、第一使用済燃料貯蔵建家、第二使用済燃料貯蔵建家)、照射装置組立検査施設、「常陽」警備所及び周辺防護区域に設置されている核物質防護設備を対象として、以下の業務を行う。

(1) 核物質防護設備の保守管理に係る業務

- ① 設備の保全計画策定、管理
- ② 設備の更新計画の立案 (現場調査、図面調査、技術資料の作成、技術仕様書の作成及び契約発注)
- ③ 設備の点検 (設備の起動・停止操作、調整補助、データ測定)
- ④ 設備の補修・改造 (現場調査、図面調査、技術資料の作成、技術仕様書の作成及び契約発注)
- ⑤ 入域者情報の登録・解除の処理
- ⑥ 予備品の管理 (予備品の発注・入庫・保管、予備品リストの更新)
- ⑦ トラブル発生時の対応 (施設設備の不具合への応急処置及び対策の検討、地震・火災等の災害発生時の現場点検及び保安立会い)

(2) 核物質防護業務に係る事務用機器の操作

- ① 監視装置の保守管理に係る文書作成ソフトを用いた文書作成
- ② 監視装置の保守管理に係る表計算ソフトを用いた集計及びグラフ作成
- ③ 監視装置の保守管理に係るプレゼンテーションソフトを用いた説明資料作成

(3) 核物質防護規定類及び下部規則・下部要領類の管理業務

- ① 核物質防護規定及び下部規則・要領・様式・マニュアルの制改定に係る資料の作成 (改正案、回議書、業連)

(4) 原子力規制庁及び治安当局の検査の対応業務

- ① 監視装置に係る官公庁検査の資料作成の支援
- ② 監視装置に係る官公庁検査の受検対応の支援

(5) 核物質防護に係る機構内の教育・訓練の支援

- ① 常時立入者、臨時立入者、見張りを行う者への教育・訓練に係る資料の作成、教育・訓練の実施及び報告書の作成支援
- ② 所内及び課内訓練、治安当局訓練に係る調整、資料の作成、教育・訓練報告書の作成
- ③ 核物質防護に係る会議への参加 (核物質防護委員会、核物質防護担当者会議等)
- ④ 保安上必要な教育・訓練の受講

(6) 核物質防護に係る定期的な監査の対応業務支援

- ① 内部監査、受注者監査に係る調整、資料の作成
- ② 内部監査、受注者監査に係る受検対応

(7) 核物質防護是正措置プログラムの対応業務支援

- ① 是正措置プログラムに係る情報管理表の作成及び管理
- ② 是正措置プログラムに係る委員会対応

(8) 核物質防護設備の更新計画策定に係る業務

- ① 設備の更新に係る現場調査、図面調査、技術資料の作成
- ② 設備の更新に係る原子力規制庁ヒアリング用資料の作成

(9) 監視装置の保守管理に係る関連文書の管理業務

- ① 文書、電子ファイルのファイリング (能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従って行う文書、電子ファイルの整理・保管及び専門的な知識、技術又は経験を必要とするファイリング)

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・放射線管理手帳を所有し、特殊健康診断が有効期限内かつ放射線防護の基礎的知識教育(A教育)受講済の者
- ・ワード、エクセル、パワーポイント等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。
- ・監視装置に係る知識を有し、電気・機械設備・情報処理設備に関する保守及び補修に係る業務経験が1年以上あること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業に係る計画書の作成を的確に行える。
- ・電算機分野においては、基礎的なオペレーションができること。
- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、核物質防護秘密の取扱える及び防護区分Ⅰ・Ⅱ施設の常時立入者に指定できる。

(3) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者」に限定すること。

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課

5. 就業場所

(住所) 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課

TEL : 029-267-7481

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課長

TEL : 029-267-1919(内線 5410)

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、機構創立記念日(10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8時30分から17時まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 運営管理部 労務課長

11. 派遣人員

3名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他契約上必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

(1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

(2) 業務の実施に当たって、次に掲げる法令の定めに従うものとする。

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

・核燃料物質の使用等に関する規則

(3) 核物質防護情報を漏えいさせた場合は、原子炉等規制法第78条第1項に基づき、漏えいした者本人が懲役、罰金等の罰則を受ける場合がある。

(4) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適正検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあ

ると判断された場合、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※本籍地の地方公共団体が発行する身分証明書及び居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票の写しまたはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

(5) 業務の実施に当たって、次に掲げる所内規程類を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

- ・大洗原子力工学研究所（南地区）原子炉施設保安規定
- ・大洗原子力工学研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定
- ・大洗原子力工学研究所 品質保証計画書
- ・大洗原子力工学研究所（南地区）原子炉施設核物質防護規定
- ・大洗原子力工学研究所（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定
- ・大洗原子力工学研究所（南地区）核物質防護規定に係る下部規則、要領類
- ・その他原子力機構大洗原子力工学研究所の保安に関する規程類

(6) 高速実験炉「常陽」、照射装置組立検査施設、「常陽」警備所及び周辺防護区域に従事している際に、非常事態が発生した場合は、各施設管理者の指示に従うものとする。

以上